

# 放送法施行令の一部を改正する政令参照条文

## 目次

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

※電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）による改正後の放送法

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）（抄）



○放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）（抄）

※電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）による改正後の放送法

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 衛星基幹放送の業務を行おうとする場合にあっては、当該衛星基幹放送において使用する周波数が衛星基幹放送に関する技術の発達及び普及状況を勘案して総務省令で定める衛星基幹放送に係る周波数の使用に關する基準に適合すること。
- 五 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。
- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者
- 六 当該認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
- 七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送（超短波放送）による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにお

いて受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。）の業務を行おうとする場合にあっては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合(2)及び次項第十号において「外国人等直接保有議決権割合」という。)とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合(同号ハ及び第百十六条第三項において「外国人等間接保有議決権割合」という。)とを合計した割合が五分の一以上であるもの(ニに該当する場合を除く。)

(1) イからハまでに掲げる者

(2) 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ヘ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項(第四号を除く。)の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る

同法第二十七条の十四第一項に規定する開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者  
ル 法人又は団体であつて、その役員がへから又までのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

九 衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置

十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 特定役員の氏名又は名称

ロ 外国人等直接保有議決権割合

ハ 地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）の業務の認定を受けようとする場合にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務

大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。

5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第八項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（資料の提出）

第一百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）（抄）

（資料の提出）

第八条 法第百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）、有料放送管理事業者（法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 協会 次に掲げる事項

イ 法第五条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する番組基準及び法第六条第三項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項

ロ 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項

ハ 法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項

ニ 法第二十条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施状況（放送番組の内容に関する事項を除く。）

ホ 国際放送及び協会国際衛星放送の実施状況の概要

ヘ 法第五十二条、第五十四条又は第五十五条の規定によつてした役員の任免に関する事項

ト 法第六十四条第一項に規定する受信契約に関する事項

チ 法第八十一条第二項に規定する世論調査に関する事項

二 学園 前号ハに掲げる事項

三 基幹放送事業者（協会及び学園を除く。へにおいて同じ。） 次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者にあつてはイに掲げる事項を除き、特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及びニに掲げる事項を除く。）

- イ 第一号イ及びロに掲げる事項
- ロ 第一号ハに掲げる事項
- ハ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項
- ニ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者(衛星基幹放送又は移動受信地上基幹放送を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハまでに掲げる者)がその議決権に占める割合に関する事項
- ホ 法第一百条に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項
- ヘ 法第四百七条第一項に規定する有料放送(以下「有料放送」という。)を行う基幹放送事業者にあつては、国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第五百十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第五百十条の二第一項の規定による書面の交付(同条第二項の規定による同項に規定する事項の提供を含む。)に関する事項、法第五百十条の三第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除に関する事項、法第五百十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項、法第五百十一条の二の規定によるしてはならない行為に関する事項並びに法第五百十一条の三の規定による委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置に関する事項
- 四 一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。以下この号において同じ。) 次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者又は法第三百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)
- イ 第一号イ及びロに掲げる事項
- ロ 第一号ハに掲げる事項
- ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項
- ニ 法第四百十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当

該再放送の業務の方法に関する事項

ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号へに規定する事項

五 基幹放送局提供事業者 法第十八条第一項に規定する放送局設備供給役務（以下この号において「放送局設備供給役務」という。）の提供条件に関する事項並びに放送局設備供給役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

六 媒介等業務受託者 法第五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項及び法第五十一条の二の規定によるしてはならない行為に関する事項

七 有料放送管理事業者 法第五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第五十条の規定による業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項

八 認定放送持株会社 法第五十九条第二項第五号イ(1)又は(2)に掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項及び同号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者がその議決権に占める割合に関する事項

2 法第七十五条の規定により都道府県知事が小規模施設特定有線一般放送事業者に対し資料の提出を求めることができる事項は、前項第四号ハに掲げる事項とする。